

令和7年度こども家庭科学研究事業実施方針（案）の作成に向けた

意見伺いについて

こども家庭科学研究とAMED研究の双方に対する、こども家庭庁としての次年度における研究推進の方針を示すものとして、「研究事業実施方針」を定めています。

令和7年度の実施方針（案）を作成するに当たり、こども家庭科学研究実施方針について事前にご意見をいただきます。なおAMED研究につきましては次回に御意見を頂く予定としております。

<資料目次>

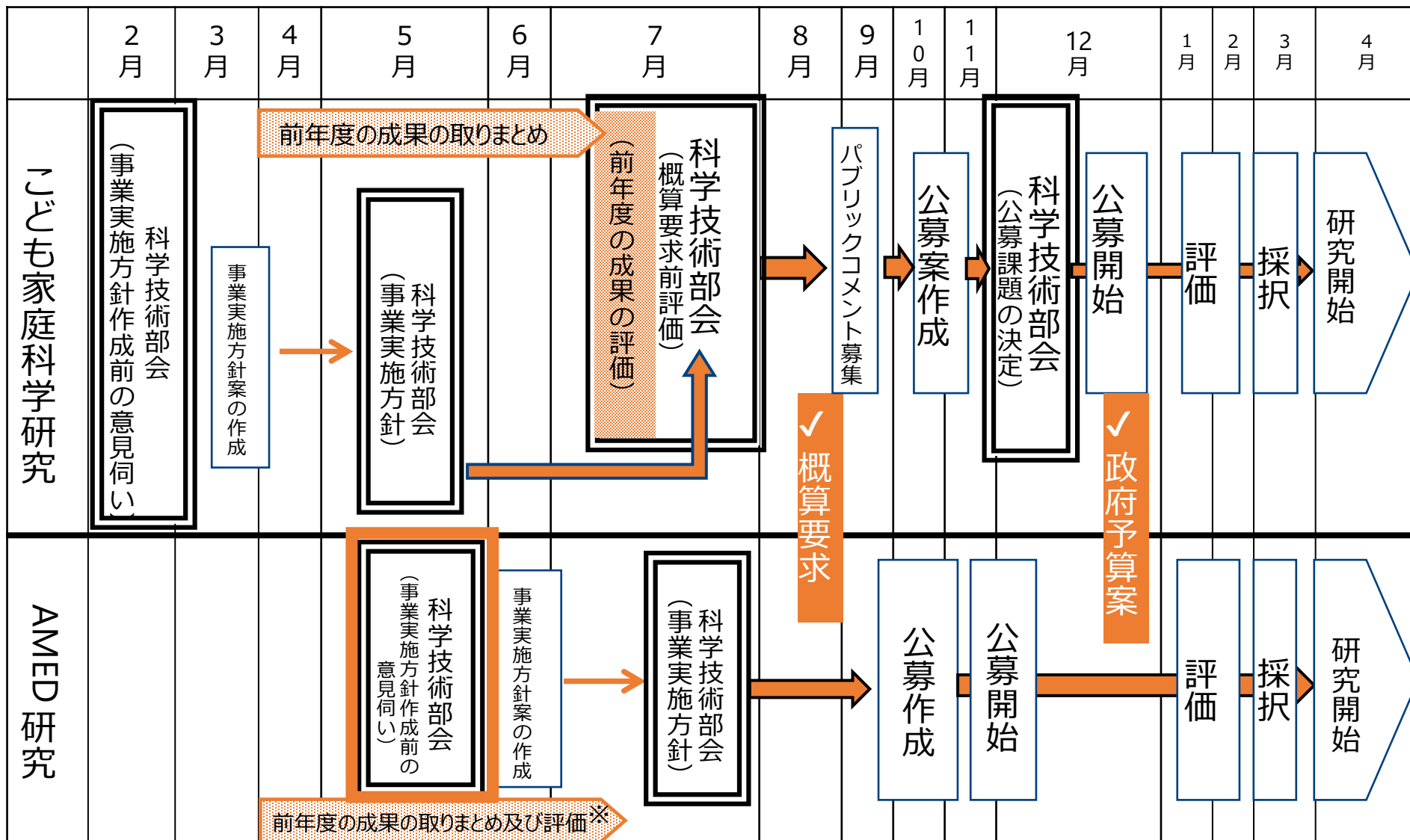
- ① こども家庭科学研究及びAMED研究の審議スケジュールについて 2
- ② こども家庭科学研究とAMED研究について 3

【参考】 令和6年度研究事業実施方針（こども家庭科学研究）

（令和5年5月19日 科学技術部会決定）

こども家庭科学研究とAMED研究の審議スケジュールについて（案）

こども家庭科学研究、AMED研究の審議に当たっては、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会と連携を図っていく。



※ AMED研究では前年度研究の成果の評価はAMEDが実施する

こども家庭科学研究とAMED研究について

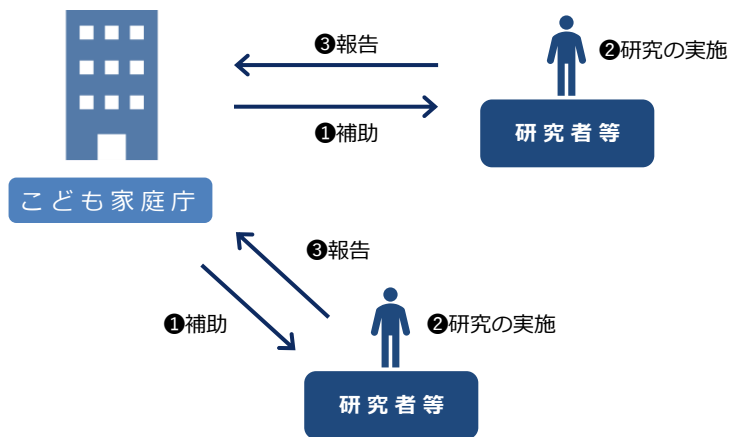
こども家庭科学研究費 R6予算：3.7億円

事業概要

- こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



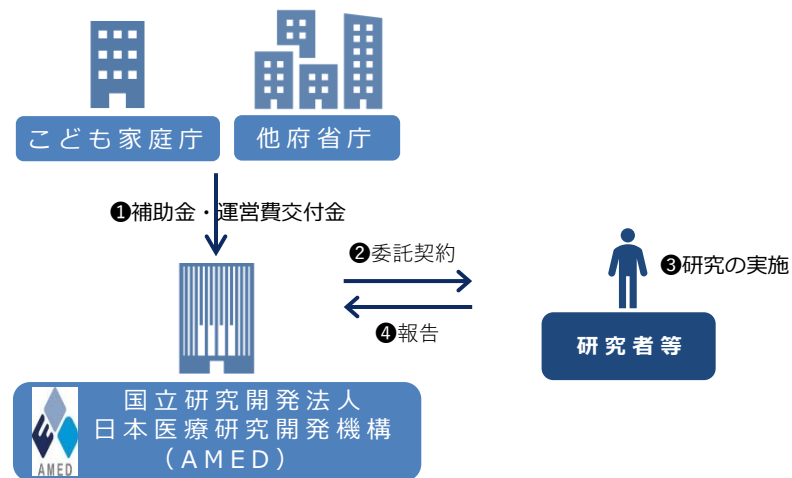
AMED研究費 R6予算：5.8億円

事業概要

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



分野 要素		ア	イ	ウ
		各種政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための調査研究	各種政策の推進、評価に関する研究	各種政策に関係する技術開発に関する研究
①	医療分野	こども家庭科学研究		AMED研究
②	医療以外の分野			

令和6年度こども家庭科学研究
事業実施方針

こども家庭審議会
科学技術部会

令和5年5月19日

研究事業名	成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
主管部局・課室名	こども家庭庁成育局母子保健課
庁内関係部局・課室名	成育局成育基盤企画課、支援局虐待防止対策課、支援局家庭福祉課、支援局障害児支援課

当初予算額（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	318,545	318,545	371,000

I 実施方針の骨子

1 研究事業の概要

(1) 研究事業の目的・目標

【背景】

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とするこども基本法が施行された。こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策を指している。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

こども基本法の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に策定し、および実施する責務を有することから、こども施策を科学的な観点から検討し、推進していく必要がある。また「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」、「母子保健法」、「児童福祉法」等の趣旨も踏まえて、こども施策の科学的基盤を構築していく必要がある。

本研究事業は、これまでの厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業を組み替え、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」に基づいて、全てのこどもの健やかな発達・成長、及び Well-being の向上に向けて、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための調査及び研究を実施するものである。

【事業目標】

生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージに共通する課題を明らかにする。またこれらの課題に対して、こども家庭庁が目指す、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、健やかな成長を社会全体で後押しするための保健、医療、福祉等のより幅広い関係分野での科学的な研究を推進する。

【研究の Scope】

以下に挙げる保健、医療、福祉等に関する研究を実施する。

<こどもの健やかな成長や発達につなげる科学研究>

健康診査、栄養、多様性に関する事項（低出生体重児、多胎児、外国人、障害児等）、保育、こどもの障害、CDR（Child Death Review）、虐待等、こどもの健やかな成長や発達につながる科学的研究を実施する。

<妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につながる科学的研究>

不妊症・不育症、プレコンセプションケア、妊娠、出生前検査、母子感染、出産、産後のケア、父親支援、育児等、妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援につながる科学的研究を実施する。

<こども施策の総合的な推進につながる科学的研究>

母子保健情報のデジタル化、成育医療等の施策に関するアセスメントの標準化、自治体支援等のこども施策の横断的な推進につながる科学的研究を実施する。

【期待されるアウトプット】

こどもの発達、成長を支えるため、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、福祉等を提供するための科学的根拠を得る。具体例として以下のようなものが挙げられる。

<こどもの健やかな成長や発達につながる科学研究>

- ・新生児マススクリーニング検査の体制整備に係る評価・提言の作成
- ・低出生体重児の中長期的フォローアップ・支援に関する手引きの作成

<妊娠・出産・育児等の各段階に応じた支援等につながる科学研究>

- ・妊産婦の栄養摂取状況の評価に資するツール案の作成
- ・産後のケアに関するエビデンスの整理・提言の作成
- ・自治体で父親の子育て支援に活用できるプログラムの開発

<こども施策の総合的な推進につながる科学研究>

- ・デジタル化した母子保健情報を利活用する際のマニュアルおよび支援ツールの作成
- ・成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく評価指標及び施策の実施状況のモニタリングシステムの構築

【期待されるアウトカム】

こども家庭庁の基本理念及び成育基本法で示された理念のもと、妊娠、出産、子育てのサイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらず全てのこどもが心身ともに健やかに育まれる社会環境の整備を図り、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標（新生児死亡率、全出生数中の低出生体重児の割合、BMI18.5未満の20～30歳代の女性の割合、産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合、こどもを持つ夫の家事・育児関連時間、成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している市町村数（都道府県数）など）の改善等に繋げていく。

（2）これまでの研究成果の概要、及び政策等への活用又は実用化に向けた取組

【課題名】低出生体重児の成長・発達評価手法の確立のための研究（令和4年度終了）

【概要】低出生体重児の発育曲線は身体発育の評価に活用されているが、平成4年から更新されていなかったため、72施設の約9600名の低出生体重児の身体発育値を収集し、500g未満、500g以上1000g未満、1000g以上1500g未満、1500g以上2000g未満、2000g

以上 2500g 未満の 5 グループの発育曲線を作成し、また、その利用のための手引きを策定した。

【成果の活用】低出生体重児の発育の現状値に関する目安として、低出生体重児の発育の見通しを立てる上で参考になるほか、保健指導や異常の早期発見に資することが期待される。

【課題名】HTLV-1 母子感染対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究（令和 4 年終了）

【概要】これまでの厚生労働科学研究及び本研究により、3 か月以下の短期授乳であれば、完全人工乳と比較して児の感染率は上昇しないこと、一方で、適切な授乳支援がなければ約 20%の産婦が人工乳に移行できないことが推測されたこと、完全人工乳を選択した産婦を含めた心理的なサポートが必要であることを明らかにした。そしてこれらを踏まえて、「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル」を改訂した。

【成果の活用】作成されたマニュアル及び付録の動画コンテンツなどの研修資材を活用して、HTLV-1 キャリア妊婦等に対する意思決定支援、心理的サポートを伴走的に実施できる体制が整備されることが期待される。

【課題名】成育基本法を地域格差なく継続的に社会実装するための研究（令和 5 年度継続中）

【概要】「成育医療等基本方針」に基づいて、成育医療等の施策の実施状況等を客観的に検討・評価するための指標や目標値の検討、指標の評価システムの開発と、評価システムを用いた指標及び実施状況のモニタリングを行った。

【成果の活用】成育医療等基本方針の改訂に際して、成育協議会等における議論のために活用されるとともに、成育医療等基本方針に基づく評価指標の設定に活用された。そして令和 5 年 3 月 31 日に通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」が発出された。

2 令和 6 年度に推進する研究課題

(1) 継続研究課題のうち優先的に推進する研究課題（増額要求等する課題）の概要、及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】先天性代謝異常等検査の体制整備のための研究

【概要】わが国の先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング検査）は 20 疾患が対象となっているが、近年、関係学会等から対象疾患群の追加の必要性を指摘されている。新たな検査法や疾患群の追加するために、疾患の選定基準に加えて、検査や診療の体制や精度管理、遺伝カウンセリングの必要性等の倫理的・社会的課題への対応等に関する調査研究をさらに推進する必要がある。

【成果の活用】追加の必要性が指摘されている対象疾患群に係る検査体制、診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等のサポート体制等の地域における整備状況の把握や費用対効果の評価、倫理的課題の検討のために活用される。

【課題名】母子保健情報のデジタル化とデータの利活用を推進するための研究

【概要】母子保健情報の発生から利活用までのプロセスや、医療機関のカルテ等の情報との連結、個人情報保護法に係る適切な対応、データ規格の標準化の推進等、母子保健情報のデジタル化の推進にあたってのさまざまな課題の把握とその解決策の検討を行う。特に、母子保健情報を電子化することによる自治体業務の効率化や情報の利

活用等の促進を阻害する要因の解明とその対応策の検討を早急に実施する必要がある。

【成果の活用】本研究の成果を用いて、母子保健情報のデジタル化に向け、医療機関や自治体等における各プロセスの課題への対応策を検討する。

【課題名】低年齢児保育が子どもの発達等に及ぼす効果・影響の解明のための研究

【概要】3歳未満の保育所等利用児童数が増加するなか、低年齢からの保育所等における保育の経験とこどもの健康や発達との関係について、実証的なデータに基づく検討が必要である。本研究では、保育の質・量（保育時間・開始時期等）、家庭環境等の多様な要因とこどもの発達等について、日本の実情に即した調査のツールや手法を開発し、就学以降の中長期的な視点も含めた保育の効果・影響を検討する。これまで先行研究の知見を収集・整理してきたが、今後はそれらを踏まえて実証的なデータを用いた詳細な分析をさらに推進する必要がある。

【成果の活用】本研究で収集・蓄積されたエビデンスを活用して、保育所等の保育において、こどもの健全な発達を保障するために求められる保育士等の専門性や保育環境の向上・改善に向けた検討を行う。

（2）新規研究課題として優先的に推進する研究課題の概要、及び期待される研究成果の政策等への活用又は実用化に向けた取組（現時点の案）

【課題名】身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に乳幼児・学童・思春期の健全な成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための研究

【概要】成育医療等基本方針において、「乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。」こととされており、身体的・精神的・社会的な観点からの健康課題の抽出及び課題への対応策の検討を行う。

【成果の活用】乳幼児期、学童期及び思春期における保健施策に向けた健康課題の抽出及び課題に対する検討、特に、乳幼児健診の充実に資するエビデンスの収集・評価・提言を踏まえて、乳幼児、学童及び思春期の保健施策に活用する。

【課題名】社会状況等に合わせた、適切な妊婦健康診査、産婦健康診査の推進のための研究

【概要】妊婦健康診査は、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）において、14回程度の受診が定められているが、実際にはその基準外の検査や検査回数が行われていることもある。一方で、ハイリスク妊婦の増加、オンライン診療の普及、分娩施設の集約化などの社会の変化や、リスク評価の向上や治療法の開発などの医療の発展など、妊婦、産婦をとりまく環境は大きく変化している。本研究では、現在の社会や医療の状況に合わせた、妊婦健診及び産婦健診の推進方策を検討する。

【成果の活用】エビデンスに基づいた提言を踏まえて、妊婦健診・産婦健診の質の向上や実施方法などの見直しに活用する。

【課題名】成育医療等基本方針に基づく地域の特性に応じた施策の推進の充実に資するための研究

【概要】令和5年3月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推

進に関する基本的な方針」において、PDCA サイクルに基づく取組を推進するため、施策の実施状況等の評価に資する評価指標を作成するとともに、地域公共団体における、基本方針を踏まえた計画の策定・実施等の取組を支援することとされている。また、評価指標については、今後、こども家庭庁の審議会において、定期的に評価を行っていく。本研究では、成育医療等基本方針に基づく評価指標や計画に関する実態調査、分析や、新たな評価指標や目標値の検討、評価方法の開発を行う。

【成果の活用】都道府県、市町村が策定する成育医療等基本方針に基づく計画について、現状・課題の把握及び今後の計画策定に資する提言の作成。

【課題名】知的障害・発達障害児とその家族の QOL を維持する支援体制整備に向けた研究

【概要】知的障害・発達障害児について、その障害の特性とメンタルヘルスの問題等から生じる適応困難に適切に対応されなかった場合、青年期以降の社会生活に広範で深刻な影響（例えば、強度行動障害の状態を有する等）を及ぼすことが指摘されている。本研究では、乳幼児期や学童期から、こどもと家族の個別性に応じて多領域・多職種が連携して支援する体制を構築するために、知的障害・発達障害児の青年期以降の QOL の維持・低下要因を明らかにするとともに、必要となる支援のタイミングと内容を明らかにする。

【成果の活用】自治体の地域特性に応じて、知的障害・発達障害児とその家族の QOL を維持するための多領域・多職種連携による支援体制整備を構築するための基礎資料（スタートアップマニュアル等）を作成する。

【課題名】児童虐待に対する予防的施策を社会実装するための研究

【概要】児童福祉法改正により、地方自治体の児童虐待に対する予防的施策が整備されることが期待されている。しかし、これらの事業内容となるプログラムのエビデンスは国内外のいくつかの先行研究で示されているが、体系的な整理はされていないため、自治体は事業の整備・実装にあたって限定的な情報で独自に検討・判断をせざるを得ない状況にある。

本研究では、社会実装の枠組みを用いて複数の自治体と協働して児童福祉分野のサービス提供体制の分析、導入、評価等を行い、自治体における事業の有効性や実効性の系統的な改善を目指し、社会実装の効果的な推進方策を明らかにする。

【成果の活用】社会実装に向けた有効かつ効率的な整備、導入の方法や職員研修方法、対象家庭の適用判断基準等について提示することができる。さらに、関連指針等の改定に反映するとともに、自治体の意思決定に対する情報支援体制の構築方策を検討することを目指す。

II 参考

1 研究事業と各戦略（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ、成長戦略、骨太方針、統合イノベーション戦略、健康・医療戦略）との関係

・「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～（骨太方針 2022）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、こども家庭庁を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていくこと、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、妊娠・出産支援とし

て、不妊症・不育症支援やデジタル相談の活用を含む妊産婦支援・産後ケアの推進、流産・死産等を経験された方への支援、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の検討、児童虐待防止対策の更なる強化、医療的ケア児を含む障害児に対する支援等に取り組むこととされている。

・「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」において、母子保健情報のデジタル化等による健康管理の充実や事業の質の向上、NIPT等の出生前検査に係る適切な情報発信、産後ケア事業の全国展開や更なる取組の推進、性と健康の相談センター等によるプレコンセプションケアの推進、こども家庭センター等による子育て世帯への支援体制強化、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業の定着と充実、「健やか親子21」（基本方針に基づく国民運動）による普及啓発、成育医療等の施策に係る調査研究の推進等が記載されている。

2 他の研究事業（AMED 研究、他省庁研究事業）との関係

AMED 成育疾患克服等総合研究事業においては、特に成育疾患の予防方法・治療方法の開発に向けた臨床的な観点を中心とした研究が行われている。本研究事業では、それらの成果を踏まえて、成育疾患克服に資する体制の構築などの保健・行政的アプローチを主とする研究を実施している。具体的には、AMED 研究で新生児マススクリーニングに関する検査・治療技術等に係る客観的な評価基準を作成し、本研究事業でその成果を踏まえた検査・治療体制や倫理的な課題への対応について検討することなどが挙げられる。